

# 「子どもと親のきらく会（西新小学校PTA特別委員会）」ブログ運営規約

## 第1章 総則

（名称）

第1条 本ブログは、「子どもと親のきらく会（西新小学校PTA特別委員会）ブログ」と称する。

（目的）

第2条 教職員と保護者とが親睦を深め、家庭と学校と地域における児童の健全な育成を図ることを目的とする「子どもと親のきらく会」（以下、「きらく会」）会則に則り、その活動状況を情報発信することを通じ、「きらく会」および、福岡市立西新小学校（以下、本校）の発展に寄与することを目的とする。

（事務局）

第3条 事務局を「きらく会」実行委員会におく。

（事業）

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- （1） 転勤、転校を予定する方に「きらく会」を知ってもらうための情報公開
- （2） 本校にかかわる先生、児童、保護者が楽しくなるコンテンツ作り
- （3） 本校に通う児童の保護者に対する情報（定例会議事録要約など）公開
- （4） 「きらく会」会員が主催、参加するイベントの記録
- （5） 「きらく会」の広報活動
- （6） その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

（会員の種別）

第5条 本会は、「きらく会」会員で構成する。

## 第3章 役員等

（役員の設定及び選任）

第6条 本会に次の役員をおく。

- （1） 管理人 2名以上
- （2） 監事 1名以上

1 管理人および監事は、「きらく会」実行委員会において会員の中から選任する。

2 管理人および監事は、相互にこれを兼ねることができない。

第7条 「きらく会」実行委員長（会長）は、本会を代表し、その業務を総理する。

- （1） 監事は、本会の業務を監査する。
- （2） 管理人は、ブログサービスの選択、コンテンツの提案など本会の運営に必要な業務全般の提案を行う。
- （3） 管理人は、「きらく会」実行委員会の承認を得た内容で運営業務を行う。

（役員任期）

第8条 役員任期は、選任後6月の「きらく会」実行委員会定例会の日までとする。ただし、再任を妨げない。

（「きらく会」実行委員会の決議事項）

第9条 この会則において別に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項は、「きらく会」実行委員会の議決を経なければならない。

- (1) 会則の制定または変更
- (2) 解散
- (3) その他「きらく会」実行委員会において必要と認めた事項

#### 第4章 ルール

第10条 第2条の目的に即した投稿内容とするため、以下の制約を設ける。

- (1) 個人名の掲載を禁止する。
- (2) 個人が特定できる写真の掲載を禁止する。ただし、「きらく会」会員で本人の承諾を得た場合を除く。
- (3) 「きらく会」実行委員会定例会の議事録については、要約のみの公開とする。
- (4) 管理人または、監事が不適切と判断した記事は、投稿者本人の承諾なしに削除できるものとする。
- (5) 閲覧者が不適切と感じた記事については、管理人および、監事が協議の上で対処する。

#### 付則

第1条 この会則は、2006年3月1日から実施する。